

「あいち認証材の認定事業者及び証明の流れ」について

認定事業者として登録申請が必要となるのは、あいち認証材（愛知県産の合法性が証明された木材・木製品）を供給するために分別管理をする必要がある事業者です。ただし、運搬のみを行う運送事業者は登録不要です。

また、伐採業を営んでいない森林所有者についても登録は不要となり、その場合、原木市場が「代行証明」を行うことが可能です。

証明の流れについては、生産・流通・加工等のそれぞれの役割の中で、「認定事業者」自らの責任で行い、連携と信頼により出荷証明書や納品書等で「あいち認証材」としての証明を繋いでいきます。

愛知県産材認証機構認証制度実施要領の運用の補足 <あいち認証材の認定事業者及び証明の標準的な流れ>

